

毎週火、金曜日発行（但休日となる日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算の議決

- 米穀小売販売業者の登録
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 結核予防法の規定による医療機関の指定

告示

鳥取県告示第六百八十八号

昭和三十六年十一月臨時県議会で十一月二十日議決された昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年十二月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算

款	項	科	目	今回追加(更正)	予算額 千円
3	1	地方交付税		835	835
		歳入合計		835	
13	6	諸支出金	広報活動費	835	835
		歳出合計		835	

鳥取県告示第六百八十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十二條の二第二項の規定に基づき、昭和三十六年十一月二十二日次のとおり米穀小売販売業者甲の業者登録をした。

昭和三十六年十二月五日

登録番号	氏名	住所	鳥取県知事	石破	二朗
三七九	寺本しげよ	境港市大正町六八番地	営業所の所在地	境港市第一	事業区域
			住所に同じ		

鳥取県告示第六百九十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六條の規定による登録の申請に基づき、同法第八條第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月五日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石破	二朗
鳥取県知事登録(と)第七七七号	昭三六、一一、二一	布哇建設(有)	主たる営業所の所在地	申請者氏名
			東伯郡北条町江北七三八	石井 武雄
				土木工事

鳥取県告示第六百九十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六條の規定による登録の申請に基づき、同法第八條第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月五日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石破	二朗
鳥取県知事登録(と)第七七六号	昭三六、一一、二八	広田工務店	主たる営業所所在地	申請者氏名
			八頭郡智頭町大字智頭一、六七五	広田 守義
				建築工事
〃	第七七八号	〃	〃	〃
〃	第一一七号	〃	〃	〃
〃	第五九三号	〃	〃	〃
〃	第一二〇号	〃	〃	〃
〃	第五九四号	〃	〃	〃
〃	第一一五号	〃	〃	〃

鳥取県告示第六百九十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四條の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年十二月五日

電気配線
機械器具設置

